議会運営委員会行政視察報告書

議会運営委員会の行政視察を実施した結果について、下記のとおり報告いたします。

記

１　期　　日　　令和８年１１月１４日（水）～ １５日（木）

２　視 察 地　　埼玉県久喜市、埼玉県所沢市

３　目　　的　　（１）埼玉県久喜市議会
「久喜市議会ハラスメント防止条例について」
（２）埼玉県所沢市議会
「政策討論会の取組について」
「議会評価について」

４　参 加 者　　荒　木　春　吉　　伊　藤　正　彦　　児　玉　　崇
安孫子　義　徳　　佐　藤　耕　治　　渡　邉　賢　一
伊　藤　正　弘（議会事務局）

５　視察概要　　別紙のとおり

令和８年１１月２０日

議会運営委員会
委員長　　荒　木　春　吉

寒河江市議会議長　柏　倉　信　一　殿

埼玉県久喜市の視察概要

１　久喜市の概要

久喜市は、埼玉県の東部に位置し、総面積８２．４１㎢、東西約１５．６㎞、南北約１３．２㎞、関東平野のほぼ中央、都心まで５０ｋｍ圏にあり東北自動車道と首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の交差、国道４号線、ＪＲ宇都宮線、東武伊勢崎線、東武日光線の３路線、５駅を有する埼玉県東部における交通拠点都市となっている。また、関東最古の神社とも言われる「鷲宮神社」や栢間古墳群の中心をなす古墳である「天王山塚古墳」、江戸時代の日光街道の関所跡である「栗橋関所跡」など史跡や旧跡も市内に多く点在するとともに、関東一の提灯祭りと言われる「久喜提灯祭り・天王様」が毎年７月に開催されるなど、歴史と伝統の田園都市でもある。平成２２年に久喜市、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町の１市３町が合併し、現在の久喜市となる。合併当時の人口は約１５万７千人であったが微減状態が続いており、現在は約１５万人となっている。

市議会においては、令和４年５月から埼玉県内では初の通年議会を導入している。令和７年１２月に「久喜市議会ハラスメント防止条例」を制定し、ハラスメントの根絶と未然防止を掲げている。

２　財政の状況

（１）令和８年度一般会計当初予算　　８５，１３０，０００千円
（２）自主財源　　３０，８６８，７２３千円（３６.３％）
（３）依存財源　　５４，２６１，２７７千円（６３.７％）

３　久喜市議会ハラスメント防止条例について

（１）制定の経緯について

令和６年７月に議会運営委員会が新潟県糸魚川市の「議会改革について」行政視察を実施し、その中で「ハラスメント防止条例」制定についての取組を学び、議員等によるハラスメント事案がたびたび報道され、久喜市においても現状を把握するためアンケートの実施について代表者会議において議員から提案し、全会一致でアンケートの実施が決定した。

令和６年１２月に、議員、職員を対象として、市議会議員からのハラスメントに関する実態調査アンケートを実施した。アンケートの回答においてハラスメントの有無については下記の表のとおり。

項目／回答者	議員	職員
回答数（回答率）	23 人／25 人（92%）	757 人／993 人（76%）
受けたことがある	10 人（43%）	43 人（ 6%）
受けているのを見たことがある	12 人（52%）	105 人（14%）

令和７年２月にアンケート結果を全議員へ提示し、その後、市長・職員への報告、ホームページへの掲載、３月に件数等の数値のみをプレスリリースし、ハラスメント防止条例を制定することを確認した。

令和７年４月にハラスメント防止条例の制定については、市側（執行部）と足並みを揃えることなく、議会先行で進めることを確認し、条例の素案を提示した。８月までに内容を協議・修正し、１１月定例会議へ議員提出議案として上程することを確認した。

令和７年１１月２６日　「久喜市議会ハラスメント防止条例」を上程

令和７年１２月２３日　　全議員の賛成で可決、同日公布

（２）条例のポイントについて

１３条で構成されたこの条例は、前文とそれぞれの条文において各項目の内容を示しているが、その趣旨は次のとおりである。

①前文：議員及び議会としての役割を十分発揮するため、互いに人権を尊重し相互信頼を深めることを通じて、議員によるハラスメントの根絶と未然防止をすることにより、市民から信頼される議会の実現に資することを決意し、この条例を制定する。

②目的・定義：議員間及び議員による職員に対するハラスメントを根絶し、及び未然に防止することを目的とする。

③議員の責務：議員同士又は議員及び職員が職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、個人の人格を尊重した活動をしなければならない。

④議長の責務・相談及び苦情の申出：ハラスメントの防止のための措置を迅速かつ適切に講じなければならない。ハラスメント相談及び申立て窓口を置くものとする。

⑤調査・対応措置：調査委員会又は第三者委員会はハラスメントを行った議員に対して指導、助言又は注意を行うものとする。

⑥公表・研修・職務の代行：特に重大な事案であると認めるときは、議員の氏名を公表するとともに、必要な措置を講ずるものとする。ハラスメントの防止及び根絶を図るために必要な研修等の実施に努めるものとする。

⑦プライバシーの保護・継続的な検討・委任：ハラスメントの被害者及び関係者のプライバシーの保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（３）条例制定後の取組について

令和７年１２月２３日に制定した本条例に関する今後の協議の場として、ワーキンググループを設置し、条例を運用するためのルールとして、規程又は運用指針のどちらかを策定するかを協議した結果、よりスピード感を重視し運用指針を策定することとした。

令和８年７月８日にワーキンググループで取りまとめた運用指針の最終案を運用指針とすることを決定し、同日に「久喜市議会ハラスメント防止条例運用指針」として運用を開始した。

最後に「久喜市議会ハラスメント防止条例」は、ハラスメントの根絶・未然防止を目的としている。本条例や制定した運用指針により、ハラスメントが発生した場合の相談・調査・対応等の措置について定められているが、最も重要なことは、これらの措置を講じる必要のない議会をつくることである。条例施行後現在まで、条例に抵触する恐れのある事案や相談等もないとのことであった。

埼玉県所沢市の視察概要

１　所沢市の概要

所沢市は、東西に１５．１㎞、南北に８．９㎞、総面積は７２．１１㎢の広がりをもち、首都東京から３０㎞圏内にあり、武蔵野台地のほぼ中央、東京都多摩北部に接する埼玉県南西部に位置している。西武池袋線と西武新宿線の２つの鉄道幹線が所沢駅へ乗り入れ、市内を縦横断しており交通の利便性が高く、東京近郊のベッドタウンとして人口は３４万人を超えており「中核市」への移行を進めている。明治４４年に日本初の飛行場である「所沢陸軍飛行場」が開設されたことから「日本の航空発祥の地」として知られ、現在その跡地は「所沢航空記念公園」として５０．２haもの広大な緑が広がる自然豊かなまちとなっている。鎌倉時代から生産されている「狭山茶」は静岡茶、宇治茶と並んで日本三大茶とされており、市内の生産者の間では、販売まで自分で行う自己流通型が主流となっている。

市議会においては、平成２１年３月に「所沢市議会基本条例」を制定後、議会改革が急速に進み、政策立案や政策提言を推進するための「政策討論会」の開催や、議会が自己評価する「議会評価」を行っている。また、令和７年５月から通年会期制を導入している。

２　財政の状況

（１）令和８年度一般会計当初予算　　１２９，１８６，１０４千円
（２）自主財源　　７１，０８４，５２４千円（５５.０％）
（３）依存財源　　５８，１０１，５８０千円（４５.０％）

３　政策討論会の取組について

（１）実施への経緯

所沢市議会基本条例第１７条の規定に基づき、特定のテーマに対する議員間討議を通し政策立案・政策提言を積極的に推進する事業として実施。平成２４年２月の初開催からほぼ毎年開催しており、毎回約５０名程度の市民が参加。平成２６年８月に「政策討論会実施要綱」を策定し、広報広聴委員会が所管する。また、討論会は、委員会（常任委員会、議会運営委員会、特別委員会）においても実施することができるものと規定した。

（２）政策への反映

政策討論会実施要綱において、討論会において取りまとめられた結論及び意見等を、委員会における審査又は政策立案、執行機関への政策提言、議会における政策形成への反映へ活用するものと規定している

（３）現状と課題

議員間での活発な討論のやり取りについては、概ね議員の声は市民へ届いているように感じているが、市民との意見交換で醸成した提案を政策形成サイクルに基づき検討し、議会活動や市の政策にどのようにつなげていくのか具体的な検討が必要であり、今後も議会報告会とともにさらなる市民参加事業の充実を図る必要がある。

４　議会評価について

（１）導入経緯と目的

所沢市議会基本条例第３４条の規定に基づき、一年間の主な議会事業の総括と議会基本条例の進捗確認のため議会評価を導入し、自己評価での達成度を明確化するとともに、事業の記録公開、協議事項の議員間での情報共有を図っている。平成２１年６月から議会運営委員会及び広報広聴委員会による所管事業の自己評価を実施しており、平成２５年４月に「議会評価実施要綱」を定め、毎年度末に評価を行い６月に議会評価報告書をホームページにて公表している。

（２）評価する対象

①議会事業評価について

議会所管事業の自己評価として、この１年間に取組んできた事業を対象とする。

②議会改革評価について

議会改革の目標が達成できたかどうか、議会基本条例に規定する項目を評価する。

（３）現状と展望

評価者が議員（身内）であるので、外部評価も必要ではないかとの意見もあるが、現在は考えていないとのことであった。評価内容については、あくまでも総括に留まっており、議会改革への反映までに至っていないのが現状である。新たな取組→評価→政策形成のサイクルを目指し、市民の意見を吸い上げていく。

５　議会運営・改革について

平成２１年３月に制定した「所沢市議会基本条例」に基づき、議会運営及び広報広聴において多くの新たな取組を実施している。政策討論会や議会報告会おいて、広く市民の意見等を聴取するとともに、議会評価により自己評価を行い政策立案・政策提言・政策形成へ反映させていく取組を目指している。